

# 社会保障政策の動向と保育分野の課題

第43回民間保育園経営研究セミナー／講座3

2024/1/9

伊藤周平（鹿児島大学）

## 1 異次元の少子化対策とその財源問題

2022年の出生数が、初めて80万人を切り、少子化対策が焦眉の課題となる中、岸田文雄政権は「異次元の少子化対策」と称し、2028年度までの期間に、児童手当の拡充（所得制限の撤廃や高校生までの対象拡大）などの支援策を打ち出した。しかし、これらの支援策に必要な財源（年間3.6兆円とされる）の確保を巡って迷走が続いた。

財源確保をめぐる迷走の背景には、新型コロナ対策として巨額の財政支出が行われてきたこと（その大半は国債で賄われた）、そして、岸田政権の防衛費（軍備費）大幅増の方針が大きく影響している。後者についてみると、2022年12月に、いわゆる安保関連3文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）が閣議決定され、2027年度までの5年間で防衛費をGDP（国内総生産）比2%水準、約43兆円まで増額し、5兆円で敵基地攻撃能力を備えるとの決定がなされた。安保関連3文書自体、敵基地先制攻撃を容認するなど、これまでの「専守防衛」原則を大きく崩す内容となっている（敵基地先制攻撃能力の整備自体が、憲法9条1項の禁止する「武力による威嚇」に該当し違憲の疑いがある）。そのうえで、岸田首相は、防衛費の財源について1兆円強を増税で賄うことを表明したが、世論調査では、防衛増税には6割以上の国民が反対、大きな反発を招いた。さらに、自民党内の派閥（とくに安倍派）の政治資金パーティーをめぐる裏金疑惑が発覚、岸田内閣の支持率も自民党の支持率も、2012年の自民党の政権復帰以来、最低を記録するなかで、とても増税を打ち出せる状況になく、防衛増税の時期も先送りされた。

こうした迷走の末、2023年12月、岸田政権は「こども未来戦略」を閣議決定し、「異次元の少子化対策」に必要な財源のうち1兆円程度を、2026年度から医療保険料に上乗せして徴収する「子ども・子育て支援金」（以下「子育て支援金」という）で賄い、残りは社会保障の歳出削減（1.1兆円程度）と既定予算の活用（1.5兆円程度）で賄うとした。こども家庭庁のもとに、子育て支援のための新たな特別会計（「こども金庫」）を設け、公費負担と既存の事業主拠出金（年金特別会計子ども・子育て支援勘定）などを統合し、子育て支援金をそれに加える。2028年度までに、不足する財源については「こども・子育て支援特例公債」（つなぎ国債）を発行する。必要な財源は年間3.6兆円とされるが、児童手当の支給が2024年12月からで、2024年度に加わるのは8000億円程度とまだ少なく、つなぎ国債の発行は、同年度で2219億円になる。

政権は、同時に、社会保障の歳出削減を実施することで、新たな支援金による社会保険料の追加負担は生じないとの説明を行っている。そして、社会保障の歳出削減については、2023年11月に、全世代型社会保障構築会議が、高齢者をターゲットとした後期高齢者医療保険料・介護保険料の引き上げ、利用者負担増などの改革工程表を示した。しかし、社会保障の歳出削減分は、もともと、高齢化の進展による今後の社会保険料の引き上げ見込み分の抑制であるうえ、2024年度の介護報酬もプラス改定となっており、現在と比べ個人の人々の社会保険料負担が増えることは避けられない。厚生労働省と財務省は、介護報酬などの賃上げのための引き上げに伴う社会保険料の負担増は「負担」と見なさないと申し合わせ

たが、新たな負担増が生じないとする政権の説明は、もはや詭弁の域を免れない。

本報告では、こうした状況を踏まえ、消費税と社会保険料による少子化対策など社会保障の財源確保の問題点を指摘し、あるべき財源確保の方向性と保育分野の課題を提示する。

## 2 少子化対策・子育て支援の財源問題

### (1) 少子高齢化を名目とした社会保障の歳出削減

日本の社会保障の費用は、高齢化の進展に伴い、年金・医療を中心に、財政規模が拡大してきた。2024年度当初予算でみると、一般会計の歳出の総額は112兆717億円（対前年度予算比2兆3095億円）と12年ぶりの減額に転じたが、年金や医療などの社会保障関係費は、同37兆7193億円（同8560億円増）となり、最大の歳出項目となっている（防衛費も、同1兆1292億円増の7兆9172億円と過去最大に膨らんでいる）。この増大する社会保障費用をどう賄うのか、その財源をどこに求めるのかが一般に社会保障の財源問題といわれる。

そして、この間、歴代政権のもと、社会保障費は、自然増の部分（制度改革を行わなくても、高齢化の進展などで自然に増加していく部分）という必要な費用まで、毎年1000億円から2000億円（国費）も削減されてきた（2024年度予算でも1400億円程度削減）。近年の削減は、医療保険の診療報酬における薬価の改定（引き下げ）が中心だが、2022年10月からの75歳以上の高齢者の2割負担導入など、高齢者を狙い撃ちにした一部負担金や利用者負担の増大という制度改革による削減もされてきた。こうした社会保障費の削減、とくに病床削減を中心とした医療費抑制政策が、新型コロナのパンデミックの中、病床が不足し、入院治療ができないまま多くの患者（大半が高齢者）が施設や在宅で亡くなるという悲惨な結果をもたらしたことは記憶に新しい<sup>1</sup>。介護保険も給付抑制の連続で、介護職の人手不足が深刻化し、家族の介護負担が増え、虐待や心中事件があとをたたない。

### (2) 社会保障の財源問題とは何か

とはいえ、そもそも、社会保障は、国民生活に必要な制度であり、国や自治体の予算が優先的に配分されるべき性格のものである。財政規模や費用が増大し続けていても、国民生活に必要な予算である以上、借金してでも確保すべきであり、予算の大部分が社会保障に充てられることは、異常でも偏重でもなく、きわめて正常な財政の姿といえる<sup>2</sup>。

それゆえ、国の財政が苦しいから、社会保障費を削減すべきという立論自体は成り立たないはずだ。とくに「健康で文化的な最低限度の生活」水準を定める生活保護基準については、そもそも、国の財政事情が苦しいからといって、無制約の引き下げが許容されるものではない。朝日訴訟第1審判決（東京地判1960年10月19日行集11巻10号2921頁）のいうように、「最低限度の水準は決して予算の有無によって決定されるものではなく、むしろこれを指導支配すべきもの」だからである。

だとすると、問題となるのは、国の財政赤字や歳入不足を理由に、社会保障の費用が削

---

1 病床削減など医療費抑制政策について詳しくは、伊藤周平『医療・公衆衛生の法と権利保障』（自治体研究者、2023年）第5章参照。

2 同様の指摘に、横山壽一「社会保障の財源問題をめぐる対抗と展望」医療・福祉問題研究会編『医療・福祉と人権—地域からの発信』（旬報社、2018年）179頁参照。

減されている現状であろう。社会保障費の自然増分も含めて必要な予算まで削減されていることが問題なのである。つまり、社会保障の財源問題とは、国民生活に必要な社会保障の財源が本当に確保できないのか、つぎにみる消費税以外に財源はないのかという問題設定に置き換えることができる。

### 3 消費税による社会保障財源の確保とその問題点

#### (1) 消費税と社会保障財源のリンクー社会保障・税一体改革

日本では、1989年に導入された消費税が、その導入当初から、社会保障の主要な財源と位置づけられ、社会保障の充実のためと称して、税率の引き上げが行われてきた（3%→5%→8%→10%）。この間、財務省を中心に、増え続ける社会保障費を賄う税財源は消費税しかないという宣伝が執拗に繰り返され、多くの国民が「社会保障財源＝消費税」という呪縛にとらわれ、そう思い込まされてきたし、現在でもそうである。

社会保障の財源を消費税とリンクさせる「消費税の社会保障財源化」が明確に打ち出されたのは、2012年の当時の民主党政権のもとでの「社会保障・税一体改革」（以下「一体改革」という）においてであった。同年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」を受け、同年3月に、消費税率の引き上げなどを内容とする消費税法の改正案が国会に提出され、法案修正のうえ同年8月に成立した。

改正された消費税法には「消費税の収入については、地方交付税法の定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする」（1条2項）と定められ、ともに成立した社会保障制度改革推進法にも「社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする」（2条4項）と規定された。

一体改革が「消費税の社会保障財源化」と称しているのは、法律で消費税の用途を「社会保障4経費」（年金、医療、介護、少子化対策）に限定したことをさしている。とはいえ、財務会計制度では、特別会計などを設置して「社会保障4経費」を他の歳入・歳出から区分して経理することはしていない。法律で用途を限定しても、財務会計上はそうっておらず、消費税は用途を特定しない一般財源である。地方税法も、地方消費税の用途を明記しているが、地方消費税も一般財源に区分されている。したがって、消費税は社会保障費にしか用いないという意味での社会保障目的税ではない。実際に、消費税収は、国債の発行抑制など社会保障以外に使われていることは政府資料を見ても明らかである。

以上のことから、一体改革のいう「消費税の社会保障財源化」とは、消費税を社会保障目的税とすることではなく、消費税の増税分しか社会保障支出（かりにそれ以上必要があったとしても）を増やさないこと、いわば社会保障の支出にキャップをかぶせることを意味している。同時に、社会保障制度改革推進法では「（社会保障の）給付の重点化及び制度の運営の効率化」による社会保障費の削減も規定している。このことは、社会保障の充実のための財源は、消費税増税のほかは、他の社会保障給付の削減（給付の重点化・制度の運営の効率化）によって捻出された財源を充てるということにほかならない。

#### (2) 社会保障・税一体改革の本質

つまり、社会保障の財源（正確には社会保障4経費）を消費税以外の歳入から切断し、

他の歳入がいくらあろうと、社会保障の充実は、消費税の増税でしか賄わない、もしくは、他の社会保障給付を削減して捻出した財源でしか賄わないとしたところに、一体改革の本質がある。こうした政策スタンスのもとでは、消費税の増税か、他の社会保障給付の削減がない限り、十分な予算が確保できず、たとえば、介護士や保育士の待遇改善といった施策は微々たるものにとどまるか先送りされ、現状の人手不足や低位の配置基準といった状況は放置されることになる。

他の社会保障給付を削減して、別の社会保障の充実のための財源を捻出する手法がとられた例としては、2021年10月から、児童手当の特例給付（所得制限にかかる世帯に月額5000円を支給）が縮減され、年収1200万円以上の世帯が対象外となった（特例給付を受けられなくなった子どもは、児童手当を受給している全体の4%、約61万人）。これにより浮いた公費370億円程度が、待機児童解消のための「新子育て安心プラン」の財源とされた<sup>3</sup>。

社会保障充実のための消費税の増税を封印した現在の岸田政権のもとでは、社会保障給付の削減（主に高齢者分野）によって財源を捻出し、他の社会保障給付の充実（主に子育て分野）に回すという手法が頻繁に用いられている。

### (3) 消費税の問題点

しかし、消費税を社会保障の主要な税財源とすることには大きな問題がある。消費税そのものが以下のような問題を抱えているからである。

第1に、消費税は、一部の例外を除いてほぼすべての商品やサービスの流通過程にかかるため、家計支出に占める消費支出（とくに食料品など生活必需品の消費支出）の割合が高い低所得者ほど負担が重くなる逆進性の強い税である。しかも、高所得者ほど、収入を貯蓄や株式投資に回す割合が高く、金融所得が多く、金融所得の課税率が低いため、所得比でみた消費税の逆進性はいっそう強まる傾向がある。

第2に、消費税は、法人税や所得税のように利益に課税する税ではなく、事業の付加価値に課税する税のため、年商1000万円（消費税の免税点）以上の事業者であれば、事業が赤字であっても納税額が発生し、滞納が生じやすい。実際、消費税（国税）の滞納率は、ほぼ毎年4%程度で推移しており、所得税の1.3%、法人税の1%程度と比べると格段に高く、毎年の滞納額の約6割を消費税が占める。電気や水道、鉄道など公共料金は、消費税分を転嫁して料金を決めることができるが、市場での力関係で劣位に置かれている中小事業者などは、消費税分を価格に転嫁できず、消費者から預かってもない消費税分を、自腹を切って納付しなければならなくなる。その場合、消費税は、もはや負担者と納税者が異なる間接税とはいえ、事業者の不特定財産に対する直接税と化している。消費税は市場で弱い立場の側が負担を強いられる仕組みとってよい。

---

3 北明美「児童手当・所得制限の強化ではなく、撤廃を」日本子どもを守る会編『子ども白書・2021年』（かもがわ出版、2021年）132頁は、「新子育て安心プラン」の追加費用として、企業が納付する子ども・子育て拠出金の増額を財界が了承したかわりに、特例給付を削減することを政府が約束したと指摘している。伊藤周平「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案についての意見」（衆議院内閣委員会参考人意見陳述レジュメ・2021年4月8日）12頁も参照。

第3に、消費税の輸出還付金の問題がある。輸出企業の場合は、最終消費者が国外のため、製品になるまでに支払ってきた消費税分は「損税」として、企業側が負担することになる。そこで、輸出企業は、この分を輸出還付金として受けることができる。しかし、トヨタ自動車などの輸出大企業が、部品調達過程で消費税をきちんと払っているとは考えにくく、その場合は、消費税の輸出還付金は輸出大企業への補助金に化している<sup>4</sup>。

第4に、消費税は、間接的ながら、雇用破壊税としての性質も有している。企業は、正社員を減らし、必要な労働力を派遣や請負などに置き換えれば、それらの経費は、消費税の「仕入税額控除」の対象となるため（正社員への給与はならない）、当該企業の消費税の課税対象額が縮小し、納税額が少なくなる。そのため、消費税の増税は、企業による正社員のリストラや外注化を促進しやすい。実際、5%に消費税率が引き上げられた1997年以降、それに呼応するかのように、労働法規の規制緩和が進み、派遣労働者や非正規労働者が増大した。2023年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現のための『こども未来戦略』の策定に向けて～」（以下「戦略方針」という）で挙げられている数値でみると、男性の正規職員・従業員の有配偶率が25～29歳で30.5%、30～34歳で59.0%であるのに対し、非正規の職員・従業員の場合は、それぞれ12.5%、22.3%にとどまっており、若年層で進む非正規雇用など不安定雇用の増大こそが、経済的理由から若者が結婚できず子どもももてない状況を作り出し、少子化の最大の原因になっていると考えられる。その意味で、消費税の増税は、今以上に不安定・低賃金雇用を増やし、逆に少子化を促進することになりかねない。

#### (4) 社会保障財源としての消費税の問題点

以上のように、消費税は、貧困や格差を拡大する特徴をもつ不公平税制とあってよい。そして、社会保障の主要財源を消費税に求めるかぎり、貧困や格差の拡大に対処するために、社会保障支出の増大が不可避となり消費税を増税し続けなければならなくなる。増税ができなければ、社会保障を削減し、貧困と格差の拡大を放置するかしかない。消費税は、社会保障の財源として最もふさわしくないのである。

そして、その逆進性の強さから、消費税の増税は国民の根強い反対があるため、政治的に難しい。物価高と実質賃金の低下が続く現在の経済状況ではなおさらである。何より、物価高が続くインフレの下では、消費税は税率を上げたのと同じ効果をもたらす。2022年度は、消費者物価が3.2%上昇したが（内閣府発表）、これは消費税率が3.2%ほど上昇したこと、つまり10%が10.32%になったのと同じで、消費税収を増やす。実際、2022年度の消費税収は23.1兆円と、当初見込み21.6兆円を大幅に上回り、国の税収増の大きな要因となっている。まさに消費税はインフレ税とあってよい<sup>5</sup>。

諸外国では、コロナ禍による経済危機を打開し、物価高に苦しむ国民の生活を守るため、ドイツをはじめ100か国以上の国が、付加価値税（日本の消費税に該当）の減税に踏み切っている。しかし、岸田政権は、消費税は社会保障の安定財源であり財源確保のために必要

---

4 消費税の輸出還付金について詳しくは、伊藤周平『消費税増税と社会保障改革』（ちくま新書、2020年）56-57頁参照。

5 梅原英治「消費税の基幹税化と税制3機能の崩壊」経済337号（2023年）39頁参照。

との従来からの主張を繰り返し、消費税減税に踏み込もうともせず、こうした世界的な流れに背を向け続けている。結果として、他の国に比べて消費や経済の回復も遅れている。先の「方針」では「財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない」と明記、少子化対策・子育て支援の財源としての消費税という選択肢は早々に排除された。

#### 4 こども・子育て支援金の概要とその問題点

##### (1) こども・子育て支援金の提言－社会保険料による財源調達

消費税という選択肢が排除された段階で、少子化対策・子育て支援の財源として浮上したのが、社会保険料である。前述のように、子育て支援金は、医療保険料に上乗せして、子育て支援の財源を調達しようとするものである。

日本では、社会保障給付費の大部分が社会保険方式（医療・年金・介護・雇用・労災）で実施されており、社会保障財源として社会保険料収入が半分以上を占めている。子育て支援の財源についても、たとえば、児童手当の財源には、被用者について、前述の事業主拠出金（費用の7/15を負担し、残りは国・地方自治体が負担）が用いられているし<sup>6</sup>、育児休業給付金は、雇用保険料で賄われている（保険料は4/1000を労使折半）。また、出産育児一時金の一部を後期高齢者医療保険料で賄う仕組みが2024年度から実施される<sup>7</sup>。

とはいえ、少子化対策・子育て支援の主要な財源が公費（税金）であることは各国共通で、子育て支援を完全な社会保険方式で行っている国は存在しない。2000年代に、子育て支援全般を社会保険方式で行う「育児保険」構想が研究者から提案されていたが、子どもを産み育てることは、本人ないしカップルの意思や選択の結果であり、偶発的なリスク（保険事故）に備えるという社会保険に適さないなどの批判があり、主流にはなっていない。2017年には、自民党の「2020年以降の経済財政構想小委員会」が、子育て分野における社会保険方式による財源調達的手段として、年金・医療・介護に続く新しい社会保険制度である「こども保険」の導入を提言した。しかし、その後、2019年10月からの消費税増税と幼児教育の無償化の実施で、この構想もしりすぼみとなった<sup>8</sup>。

##### (2) 後期高齢者支援金をモデルにしたこども・子育て支援金とその問題点

提言された子育て支援金は、現在の後期高齢者医療制度の後期高齢者支援金をモデルにしている。後期高齢者支援金の財源には、各医療保険の加入者の保険料の一部が特定保険料として充てられているが、この保険料負担の部分については、負担者は、後期高齢者医

---

6 拠出金の額は、子ども・子育て支援法では、厚生年金法に基づく保険料算定の基礎となる標準報酬月額に基づいており、拠出金は社会保障給付費統計では社会保険料に分類されている。

7 後期高齢者の保険料負担を増大させ、出産育児一時金に回すことの問題点については、伊藤周平「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案についての意見」（衆議院厚生労働委員会参考人意見陳述レジュメ・2023年4月4日）13頁参照。伊藤・前掲注1）108-109頁も参照。

8 自民党の「こども保険」構想の内容と問題点については、伊藤周平「『こども保険』構想と保育制度の介護保険化」月刊保育情報654号（2017年）頁参照。

療制度の被保険者ではない健康保険などの被保険者であり、負担者への給付はなされていない。つまり、保険料負担のみで給付がない負担金であり、その法的性質は租税に近い。

そして、この後期高齢者支援金が、高齢化の進展とともに、年々増大し、健康保険組合など被用者保険の財政を悪化させる大きな要因となっている。2021年度の健康保険組合決算見込みによれば、経常支出総額に占める割合は、保険給付費が50.2%、高齢者医療への拠出金が43.1%と、支出の半分近くが後期高齢者支援金など高齢者医療への拠出金で占められている。そのため、健康保険組合連合会（健保連）からは、現役世代の負担（後期高齢者支援金の負担分）を軽減するために、窓口負担の2割の引き上げなど高齢者の負担増を求める声があがり、現役世代の保険集団と高齢世代の保険集団との間で、世代間の対立が深まっている。後期高齢者支援金制度の仕組みは、後期高齢者医療制度が理念として掲げている「国民の共同連帯」（高齢者の医療の確保に関する法律1条）を掘り崩し、世代間の連帯というより対立を助長している。

現在の高齢者医療改革は、後期高齢者医療制度における高齢者と現役世代の世代間対立をあおりつつ、現役世代の負担軽減を名目に、高齢者の保険料負担・自己負担増などの給付抑制を中心に進められている。こうした状況を踏まえるならば、後期高齢者支援金をモデルとした子育て支援金は、子育て世帯とそれ以外の世帯（高齢者世帯のみならず現役世代であっても子どものいない世帯）との分断・対立構造を持ち込むことを意味する。将来的には、その対立構造を利用しつつ、子育て支援の給付抑制が進められていくことが予想される。

## 5 社会保険料による財源確保の問題点（詳しくは、パワーポイント参照）

何よりも、社会保険料による財源確保（調達）には、以下のような問題がある。

第1に、社会保険料は、給付を受けるための対価とされているため、所得のない人や低い人にも保険料を負担させる仕組みをとり、消費税と同様、低所得者ほど負担割合が高く逆進性が強い。健康保険や厚生年金保険などの被用者保険の保険料は、標準報酬に応じた定率の負担となっているが、累進制ではなく、標準報酬月額に上限が存在するため（健康保険で第50級・139万円、厚生年金保険で第31級・62万円）、高所得者の保険料負担は軽減されている。また、地域保険である国民健康保険料、介護保険第1号保険料、後期高齢者医療保険料は、住民税非課税の低所得者・世帯にも賦課され、配偶者にまで連帯納付義務を課す仕組みである。被用者保険に比べると、事業主負担が存在せず、保険料額が突出して高くなっており、軽減制度はあるものの、保険料の免除は、災害など突発的な事由に限定されており、恒常的な生活困窮者は対象になっていない。低所得者に過重な保険料負担といえ、それらの人の家計を圧迫し貧困を助長するという本末転倒の事態が生じている。

第2に、保険料は、企業にとっても、事業主負担分があるため労働コストであり、保険料の引き上げは、賃上げを抑制する。また、企業が負担増を避けるため、非正規雇用への切り替えを進める可能性もある。前述したように、非正規雇用のような不安定雇用の増大は、少子化を加速することになる。

第3に、財源の拡充に限界がある。日本は、ヨーロッパ諸国に比べると、社会保険料負担に占める被保険者拠出（負担）が事業主拠出（負担）に比べて多く、個人（被保険者）の社会保険料の負担は、先進諸国ではトップレベルとなっている。労働者の年金・医療・介護保険料の合計負担率は30%近くに達し、低所得者だけでなく中間層にも過重な負担と

なっている。これ以上の保険料の引き上げは、労働者の可処分所得の減少と消費の減退をもたらす、経済を確実に冷え込ませる。

第4に、社会保険には「負担なければ給付なし」という「保険原理」が内在しており、社会保険料を滞納している場合などには給付制限が加えられ給付が受けられない、もしくは保険の加入者でなければ給付が受けられない事態が生じる（社会保険の「排除原理」）。たとえば、育児休業給付金は雇用保険料を原資としており、雇用保険に加入していない非正規労働者や個人事業主とされるフリーランスは給付金の対象とならない。国民健康保険料の滞納者には、資格証明書の交付により窓口負担が10割になるなどの給付制限がなされ、事実上の無保険状態に追いやられている。政府の「少子化社会対策会議」は、かねてより児童手当や育児休業給付、保育サービスなどの子ども施策の財源の一元化を提案しており、将来的に、一元化が実現した場合、支援金（保険料）が払えなければ、児童手当も育児休業給付も保育サービスも受けられないということになりかねない。

## 6 保育分野の課題

この間、愛知からはじまった「子どもたちにもう1人保育士を！」をスローガンにした保育士配置基準の改善を求める運動は、多くの保育関係者の共感を呼び全国的な運動に拡大した。岸田政権もこうした声を無視できなくなり、前述の「戦略方針」に、保育所保育士の配置基準の改善が盛り込まれた。しかし、この配置基準の改善は、保育所の「設備と運営の基準」（厚生労働省令。国の最低基準）を改正するのではなく、加算という形での対応が予定されている。しかも、加算の対象施設は、定員121人以上の保育所に限定され（全保育所の18%程度）、職員の平均勤続年数が12年以上という要件も加わり、これでは、とても配置基準の改善といえるものではない。岸田政権が、省令（最低基準）の改正ではなく、加算での対応にこだわるのは、加算の対象施設をできるだけ少なくして、少しでも公費支出を抑えたいという意図からだろう。公定価格の引き上げによる保育士等の処遇改善に至っては、「戦略方針」では「民間給与動向等を踏まえた保育士等のさらなる処遇改善を検討する」と「検討」にとどまっている。

私見では、将来的に、子ども・子育て支援法は廃止し、児童福祉法に一元化し、すべての施設・事業を利用する子どもについて市町村が保育の実施義務をもつ方式に統一すべきと考える。とはいえ、子ども支援金の創設は、保育制度の保険化に向けた布石とみることもでき、今後、少子化対策の財源確保を名目に、新たな社会保険制度の導入が提起される可能性は否定できない。「戦略方針」でも、就労条件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）の創設が提言されている。市町村の保育実施責任をなくし、直接契約・個人給付方式への移行と時間単位の細切れ保育（介護保険の訪問介護のような）を基本とした社会保険方式への転換が志向されているともいえる。

少子化対策・こども政策の充実に必要な予算は、税財源（一般財源）に求めたうえで、その予算を保育士配置基準・面積基準など保育基準の改善と保育士等の処遇改善に優先的に振り分けるべきである。そして、その財源は、逆進性の強い消費税ではなく、所得税や法人税の累進性を強化して確保すべきと考える。必要な財源の確保策を提示し、確実な財政保障と保育基準の改善により、市町村の保育実施義務を維持した公的責任による保育制度の確立を求める保育運動がいま必要とされている。